

令和 8 年第 2 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 8 年 2 月 25 日（水） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 304

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯健治、8 白根菊枝、9 砂川富夫、10 原島貞夫
【欠席委員】	7 渋谷安弘
【傍聴人】	なし
事務局長	<p>只今より、令和 8 年第 2 回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員 10 名のうち 9 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の 1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	<p>続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第 4 条の規定により、砂川会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>3 番の荒井委員と、4 番の荒岡委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の 4「議事」に入ります。</p> <p>続きまして、第 1 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は駐車場（自己業務用）です。申請地は、令和 7 年 12 月 26 日に農用地区域からの除外が完了となっております。農地区分については、第 3 種農地には該当せず、10ha 以上の一団の農地に該当しないこ</p>

	<p>とから第2種農地と考えられます。</p> <p>第2種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は立地基準を満たすことが可能となっております。</p> <p>今回の譲受人は、申請地の近接地において、倉庫業を営んでおります。現在借りている、従業員駐車場（26台分）が、農地法に抵触していたこと、事業所敷地内に不足していたことから、今回の申請に至っております。事業所の周辺の状況や、申請の目的から、市街化区域などでは目的を達成することが困難なことから、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>なお、隣接地には農地がない状況です。転用面積と転用の必要性の詳細については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査副班長の新井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
新井委員	<p>2月16日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地はおおむね適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第1号議案第2号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。申請地は、令和7年12月26日に農用地区域からの除外が完了となっております。農地区分については、第3種農地には該当せず、10ha以上の一団の農地に該当することから第1種農地と考えられます。</p>

	<p>第1種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。自己用住宅敷地は、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>隣地との境界には、コンクリートブロックの内積みを計画しています。建築面積は67.03㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。敷地内には、自己用駐車場が2台、来客用駐車場が1台予定されています。転用面積と転用の必要性の詳細については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。【資料のとおり詳細を説明】事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査副班長の新井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
新井委員	<p>2月16日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農用地利用集積等促進計画(案)について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>出し手と受け手の間に農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が入る貸し借りとなります。</p> <p>まず1件目ですが、1筆、1043㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は1年間となっております。こちらの借受人は、新規就農者となっております。詳細につきましては、別紙の営農計画書をご覧ください。主に、トマト等の露地野菜を栽培予定であり、栽培技術</p>

	<p>向上のために、知人農家から指導を受けるとのことです。また、今後トラクター等の農機具も購入予定ですが、購入するまでは知人農家から借り、まずは申請地の再生をしつつ、農機具の使い方について学んでいくとのことです。通作距離につきましても、問題がないと事務局では考えております。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは、現地調査班長の新井委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
新井委員	<p>それでは報告させていただきます。2月16日に現地調査を行いました。対象農地は、ある程度管理はされておりましたが、一部荒れている部分がありました。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
農業委員	<p>地主の方が被成年後見人となっておりますが、この場合の申請について、主にどちらの方と手続きを行うのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回は居住用の不動産処分でないため、金額や賃貸借期間等については申請者の方と成年後見人の方と協議し、成年後見人の同意を得た上で、主に成年後見人の方と手続きを行います。</p>
議長	<p>他に質問はありますか。  無いようですので、お諮りいたします。  第2号議案について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。  続きまして、第3議案「桶川市農業振興地域整備計画の変更案について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>11月受付の除外申出について、先月、継続審議となっていた1153号件について、状況を報告します。2月16日に行われました農業委員会現地調査会で、既存敷地内の違反建築物について3つの内2つは除却がされておりましたが、残りのテントの除却はされておりました。ま</p>

た、第2回の農業委員会総会の数日前にも事務局の方で現地を確認しましたが、テントは除却されておりませんでした。そして、最終的に2月25日に除外申出について、取下願が提出されました。事務局からの説明は、以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、第4号議案「地域計画（案）について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

今年度（令和7年度）については、農業委員の皆様は昨年8月の総会で概要（ブラッシュアップするエリア）の説明しました。その後、11月26日（農業委員会総会終了後）に旧川田谷東部土地改良区内の耕作者を集めて、事前の協議の場を開催しました。こちらの地区は、過去に基盤整備事業が行われておりますが、農業機械が田んぼに沈んでしまったり、耕作条件が悪い等の意見もありました。しかしながら、担い手の皆様の努力により、なんとか田んぼとして維持ができていた状況でした。そうした中で、比較的地盤が良く、今後も耕作可能な土地であると担い手（耕作者）の方々から回答が得られた土地を市で選定し、さらに地権者からも同意を得られた土地について、新たに地域計画の目標地区への位置付け（目標地区への色塗り）を行いたいと考えております。このことから、令和8年2月18日に地域計画の協議の場を開催しました。出席いただいた農業委員の皆様はありがとうございました。この協議の場において、おおむね問題がないということで協議が終了しました。

そのため、今回変更案について、農業委員の皆様に変更案を説明の上、意見を頂戴したいと考えております。

お手元に用意した西側地区の目標地区とその詳細地区（拡大図）をご覧ください。【資料をもとに説明。耕作者と地権者の双方から同意が得られた土地について説明。】

そのほかの変更点についてですが、民間事業者による桶川・北本 IC 周辺開発に伴う区画整理事業（開発事業）が予定されておりますので、それらのエリアについては、地域計画のエリアから除外します。【目標地区をもとに説明】

次に地域計画（本文等記載部分）をご覧ください。今回、文言の修正はございませんが、各種面積の修正がございます。区域内の農用地等面積についてですが、令和6年度に、農用地区域は、すべて地域計画への位置付け（※色付け区域ではない）がされております。そのため、農用地区域からの除外が行われた土地、さきほどの大規模開発による事業地内の土地については、面積から差し引かれています。

また、現状の集積率については、今年度の市全体の集積結果を反映し

	<p>ました。地域内の農業を担う者一覧については、今回目標地図への位置付けが追加された耕作者については、面積が増加しております。</p> <p>つづいて、東側地区についてですが、今年度は話し合いが行われませんでしたので、目標地図については、特段修正点がございません。なお、地域計画の本文部分については、農用地区域からの除外が行われた土地について、面積の修正が行われております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明のありました地域計画の変更案について、質問や意見はありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第4号議案について、承認とこのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとこのことで、承認とさせていただきます。</p> <p>続きまして次第の5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分を報告いたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、駐車場が1件となっております。また、農地法第5条の届出が2件となっており、転用目的は、住宅敷地が1件、道路敷地が1件となっております。なお、令和8年2月13日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和8年3月17日（火）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和8年3月25日（水）の午後2時から、市役所4階の会議室401で行いますので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。</p>

議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。 無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局	会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。
青木委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 2 時 52 分